

多摩シルバーハウス短期入所生活介護 及び介護予防短期入所生活介護運営規程

第1章 総 則

第1条(目的及び基本方針)

- 1 この規程は、社会福祉法人ゆずの木が設置運営する、特別養護老人ホーム多摩シルバーハウスに併設する短期入所生活介護事業所(指定介護予防短期入所生活介護事業を含む)(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の提供開始に際しては、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護を含む)を受ける者(以下「利用者」という。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するにあたり、地域と家族との結びつきを尊重し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第2条(事業所の名称等)

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 多摩シルバーハウス併設短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 東京都八王子市上柚木 1550 番地
- (3) 電話番号 042-670-5311 FAX 番号 042-670-5312
- (4) 管理者名 長澤 圭
- (5) 介護保険指定番号 1372900413 号

第3条(営業日及び営業時間)

本事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年間365日とする
- (2) 営業時間 終日とする

第4条(利用定員)

施設の利用定員は併設型8名、空床型5名とする(介護予防短期入所生活介護を含む)

第2章 職員及び職務内容

第5条(職員の区分及び職務内容)

- 1 施設に次の職員を置く。(介護福祉施設を含む)
 - (1) 管理者(施設長) (兼務)
 - (2) 事務員 (兼務)
 - (3) 生活相談員 (兼務)
 - (4) 介護職員 (兼務)
 - (5) 看護職員 (兼務)

- (6) 機能訓練指導員 (兼務)
 - (7) 介護支援専門員 (兼務)
 - (8) 医師 (非常勤) (兼務)
 - (9) 管理栄養士 (兼務)
- 2 前項に定めるもののほか、必要がある場合は定員を超え又はその他の職員を置くことができる。
- 3 職務内容は以下のとおりとする。
- (1) 管理者 (施設長) 施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者 (施設長) の職務の代行をする。
 - (2) 事務員 施設の庶務及び会計事務に従事する。
 - (3) 生活相談員 利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。
 - (4) 介護職員 利用者の日常生活の介護、援助業務に従事する。
 - (5) 看護職員 医師の診療補助及び医師の指示を受けて、利用者の看護、保険衛生業務に従事する。
 - (6) 機能訓練指導員 利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。
 - (7) 介護支援専門員 利用者の介護支援計画に関する業務に従事する。
 - (8) 医師 利用者の診療及び施設の保険衛生の管理指導に従事する。
 - (9) 管理栄養士 給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- 4 職員の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

第6条(指定短期入所生活介護の内容)

指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護事業を含む)の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴又は清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助または全介助を行う。

離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事は、できるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収をあげるように努める。

利用者の食事方法は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者または医師及び看護婦は、常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずるとともに、その記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に、利用者の心身状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者または家

族からの相談に応じるとともに、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

また、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

指定短期入所生活介護生活介護を受けている利用者が、次の各号いずれかに該当する場合は、遅滞なく意見書を付してその旨を保険者に通知する。

① 正当な理由なしに、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けまたは受けようとしたとき。

第7条(指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護を含む)の利用料及びその他の費用)

1 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護を含む)の利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として、【重要事項説明書】記載のとおりとする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条(送迎の実施地域)

通常、送迎を実施する地域は、次のとおりとする。

(1) 八王子市

第4章 運営に関する事項

第9条(サービス利用の留意事項)

利用者が、指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を、重要事項説明書で説明し同意を得る。

第10条(サービス内容と利用手続きの説明及び同意)

指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

第11条(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

1 利用者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努める。

第12条(提供拒否の禁止)

指定短期入所生活介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

第13条(サービス提供困難時の対応)

通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

第14条(受給資格等の確認)

- 1 指定短期入所生活介護の提供を認められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無および要介護認定等の有効期限を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨および内容に沿って、指定短期入所生活介護を提供するよう努める。

第15条(要介護認定等の申請等に係る援助)

- 1 指定短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

第16条(心身の状況の把握)

指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第17条(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 1 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を、保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。
- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供することおよびその他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

第18条(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。

第19条(サービス提供の記録)

指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日および内容ならびに当該指定短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費または居宅支援サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービスを記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

第20条(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

第21条(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 1 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 指定短期入所生活介護を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用

者については、短期入所計画に基づき、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むうえで必要な援助を行う。

- 3 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者および他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 5 自ら、その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

第22条(サービス計画の作成)

- 1 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を把握して、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当る他の従業者と協議のうえ、サービス目標、達成時期、サービス内容および留意事項を盛り込んだ短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明し同意を得る。
- 3 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

第23条(掲示)

指定短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

第24条(秘密保持)

指定短期入所生活介護事業に従事する職員および職員であった者は、正当な理由なく、業務上で知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

第25条(居宅介護支援事業所に対する利益の禁止)

指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者およびその職員に対し、特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与を行わない。

第26条(苦情処理)

- 1 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合はそれに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

第27条(衛生管理等)

利用者の使用する施設、食器、その他の設備または飲料水等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。

第28条(記録の整備)

- 1 設備、備品、職員および会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から

5年間保存する。

第29条（暴力団の排除）

事業所は、事業又は予防事業の活動により暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資する事のないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境整備をする。

第5章 緊急時における対応方法

第30条（緊急時における対応）

指定短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者の体調が急変したとき等緊急を要する場合は、速やかに主治医またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

第31条（事故発生時の対応）

- 1 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、施設損害保険契約で賠償を行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

第6章 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き

第32条（身体拘束について）

- 1 当ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため八王子市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条（身体拘束等を行う際の手続き）

- 1 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、「身体拘束廃止の指針」に基づき、身体拘束廃止委員会で状況の把握、代替ケア等の検討を行い、また、切迫性、非代替性、一時性の3つの要素の確認を行い施設長が決定するものとする。その後速やかに、当該利用者及び家族へ説明し同意を得るものとする。
- 2 身体拘束廃止委員会は、施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員、機能訓練指導員、その他施設長が必要と認めた職員で構成する。
- 3 夜間・深夜の時間帯に身体的拘束等の実施が必要となった場合は、第31条第2項に準ずる。その後速やかに施設長に連絡、身体拘束廃止委員会を開催するものとする。

第7章 非常災害対策等

第34条（非常災害対策）

非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を、年2回以上実施する。消防法に準拠して消防計画を別に定める。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条（虐待の防止）

事業者は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の発生及び再発を防止するため、下記の観点から虐待の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の未然の防止
 - (4) 虐待等の早期発見
 - (5) 虐待等への迅速かつ適切な対応
- 2 事業者は、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者をおく。
 - 3 虐待防止のための指針を整備する。
 - 4 職員は利用者に対し、以下のような人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 暴力的行為、利用者の利益にならない強制による行為、「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束、抑制等身体的虐待
 - (2) 介護・世話の放棄、放任
 - (3) 威嚇的な発言・態度、無視するような発言・態度、意欲や自立心を低下させる行為等心理的虐待
 - (4) 性的虐待
 - (5) 経済的虐待
 - 5 事業所は、従事者または養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等、利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

第36条（虐待防止に係る対策を検討するための委員会）

虐待防止検討委員会は施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員、機能訓練指導員、その他施設長が必要と認めた職員で構成する。

- 2 会議は3か月に一回開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 3 委員会はテレビ電話等を活用して行うことができる。

第37条（虐待の防止のための研修）

従業者に対し、指針に基づいた虐待防止のための研修を新規採用時のほか定期的実施する。

第9章 その他運営に関する事項

第38条（その他運営に関する重要事項）

- 1 当事業所は、次の事項について、十分な注意を払い利用者へサービス提供を行う。
- 2 正当な理由なく、短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。
- 3 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

4 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して短期入所生活介護サービスを提供する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆずの木と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第37条(法令との関係)

この規程に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

第38条(改正)

この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人ゆずの木の理事会の承認を経るものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。